

お問い合わせや相談は

介護サービスを利用する場合、要介護認定や事業所との調整に一定の期間が必要です。また、村内で受けられる介護サービスについては、現在も事業所と調整をしながら進めている段階です。村内での利用を希望される方は、できるだけ早目にご相談を。ご希望と状況とを照らし合わせながら、介護される方・介護する方にとってよりよい方法を、一緒に考えていきましょう。

要介護認定について・介護相談全般

- ・村健康福祉課福祉係
☎0244-42-1633
- ・村地域包括支援センター
☎0244-42-1626

在宅介護についての相談

- ・村地域包括支援センター
☎0244-42-1626
- ・いいたて在宅介護支援センター
☎0244-68-2144

健康教室等の問い合わせ

- ・村健康福祉課健康係
☎0244-42-1637
- ・村生涯学習課
☎0244-42-0072

地域お助け合い事業について

※事業内容については広報いいたて6月号P8を参照ください

- ・村社会福祉協議会
☎0244-42-1021

サポートセンター「つながっぺ」について

- ・サポートセンター「つながっぺ」
☎0244-26-5207

お茶のみ会（村外）について

※日程については広報いいたてお知らせ版にも掲載しています

- ・村社会福祉協議会
☎0244-42-1021



サポートセンター「つながっぺ」
「いいたてクリニック」に併設されています。月曜日から金曜日の午前10時から午後3時まで開いていて、さまざまな活動を行っています。昼食代は1回500円。無料の送迎は行政区ごとに曜日が決まっています。事前の登録が必要ですので、利用を希望される方は、サポートセンター「つながっぺ」（☎0244・26・5207）までお問い合わせを。
※要介護認定に関わらずどなたでもご利用いただけます



途絶えたりして、高齢者の心身の健康維持も大きな問題となりました。
これからの介護は、そうした状況の変化にも対応していく必要があります。それには工夫や協力が、欠かせません。幅広い世代で関心を持ち、介護される人にも介護する人にも寄り添える地域力を取り戻していきたいですね。困った時こそ「お互いさま」で。

誰がが、介護する人あるいは介護される人として当事者となる可能性が、あります。しかしながら、具体的に利用を意識するようになるまでは、介護保険制度「二つ取」でも「よく分からぬままに過ごしている方が少なくないので、はないでしょうか。
飯館村は、お年寄りがいきいきと暮らせる環境づくりを、積極的に進めています。地域のつながりも強く、生涯スポーツや文化活動も盛んで、家庭内にも地域にも、お年寄りの活躍の場がたくさんありました。ところが、6年間続いた避難生活の影響で、村の人の暮らしは大きく変わりました。避難で多世代家族の核家族化が進み、震災前の約1700世帯が、約3200世帯に分散しています。また、農作業ができなくなると体力が衰えたり、知人や地域との交流が

介護予防にも取り組もう

介護保険制度や介護サービスについて知ることはとても大切。その一方で、介護予防にも取り組みたいですね。すでに介護サービスを受けている方も含めて、現在の身体の機能を維持するための適切な運動などを、生活の中に上手に取り入れていきましょう。

村などが実施しているさまざまな健康増進事業や交流事業にも、ぜひ積極的にご参加ください。

村の介護保険料は 全国で2番目に高いのです

介護保険料の基準額は各自治体によって異なり、所得による違いもあります。現在の村の介護保険料は、全国で2番目に高い額になっています。避難による生活環境の変化で、介護サービスの利用が増加したことなどが影響していると見られます。

皆で考えよう これからの介護